志布志市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した令和3年度の定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月10日

志布志市代表監査委員 嶋 戸 貞 治

1 監査を実施した監査委員名

嶋 戸 貞 治

福重彰史

2 監査の目的及び種類

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、次に掲げるものについて行うもの

- (1) 市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主 眼として実施するもの
- (2) 市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主 眼として実施するもの
- (3) 市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- 3 監査の概要
 - (1) 監査の期日令和3年10月21日から令和4年2月3日まで
 - (2) 監査の対象

| 対象課等名 | 実施日 |
|---------|----------------------|
| 議会事務局 | 令和3年11月15日 |
| 総務課 | 令和3年11月16日及び令和4年2月3日 |
| 財務課 | 令和3年11月16日 |
| 企画政策課 | 令和3年11月12日 |
| 情報管理課 | 令和3年10月26日 |
| 港湾商工課 | 令和3年11月9日及び令和4年2月2日 |
| 税務課 | 令和3年10月26日 |
| 市民環境課 | 令和3年11月5日 |
| 福祉課 | 令和3年10月28日 |
| 保健課 | 令和3年11月2日 |
| 農政畜産課 | 令和3年10月28日及び29日 |
| 耕地林務水産課 | 令和3年10月27日及び令和4年2月3日 |

| 建設課 | 令和3年11月4日、令和4年2月2日及び3日 |
|--------------|-------------------------|
| 松山支所総務市民課 | 令和3年10月21日及び令和4年2月2日 |
| 松山支所産業建設課 | 令和3年10月22日 |
| 有明支所地域振興課 | 令和3年10月27日 |
| 志布志支所市民税務課 | 令和3年11月8日 |
| 志布志支所福祉課 | 令和3年11月10日及び令和4年2月2日 |
| 志布志支所産業建設課 | 令和3年11月12日及び令和4年2月2日 |
| 会計課 | 令和3年11月22日 |
| 教育総務課 | 令和3年11月10日、令和4年2月2日及び3日 |
| 学校教育課 | 令和3年11月8日 |
| 生涯学習課 | 令和3年11月15日及び令和4年2月3日 |
| 教育委員会事務局松山分室 | 令和3年10月22日及び令和4年2月2日 |
| 教育委員会事務局有明分室 | 令和3年11月2日 |
| 選挙管理委員会事務局 | 令和3年11月16日 |
| 監査委員事務局 | 令和3年11月15日 |
| 農業委員会事務局 | 令和3年10月21日 |
| 水道課 | 令和3年11月19日及び令和4年2月3日 |
| | |

(3) 監査の主眼及び方法

監査は、令和3年度の財務に関する事務(工事等の現地確認を含む。)の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として行った。

監査方法は、所定の監査資料、各課局等の関係書類及び諸帳簿を確認しながら、 次の事項に重点を置いて実施した。また、工事現場等に出向いて関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

- ア 予算及び事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 事務処理は、法令等に従って適正に行われているか。
- ウ 収入の確保が適正に行われているか。
- エ 違法又は不当な支出及び不経済な支出が行われていないか。
- オ 前回の監査における指摘事項等に対する措置等が行われているか。

4 監査の結果及び意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書 と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、おおむね適正に執行、処理 されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、おおむね所期の成果をあげていると認めた。

また、普通財産の貸付においては、使用料が未納になっているものの延滞金が徴

されていないものがあったため、条例、規則等により正しく徴するよう努められたい。

補助金等交付事務については、補助内容や交付方法の見直しが進められており、また、財務課より補助金等交付事務チェックリストが作成されたことにより、各課における事務処理の改善も見られた。今後も、引続き申請に対して審査を十分に行い、適正かつ慎重に手続を行われたい。また、補助目的に対し補助対象者等が要綱上適切に設定されているかを適宜精査し、必要に応じて要綱改正を行われたい。

補助金の前金払と概算払について、これまでは精算を要すると思われる事業に対し、前金払の方法で支出したものが散見されたが、今回はおおむね改善されていた。しかし、依然として誤った処理を行っているところもあることから、補助事業者等の申請が適切なものかについての審査についても、補助金等交付事務チェックリストをさらに活用するよう、周知・徹底を図られたい。

また、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始しているが、令和2年度と比べて件数は減少したものの、依然として事務処理の誤りが見られた。制度の運用は2年目を迎えており、事務の精度は成熟を迎える必要があることから、制度の運用方法、事務処理方法等について、これまで以上の周知、徹底を図られたい。

事務処理における砂消しゴムの使用や鉛筆書き、修正テープ等による訂正については、これまでも再三注意してきたが、依然として見受けられる。

次に述べる事務については、改善や是正を要する事項が見受けられたので、善処 されたい。

なお、軽微な注意事項については、監査の際に口頭で注意し、文書にて通知する ので記述からは省略した。

(1) 各課等に共通する事項

ア 補助金等交付申請に係る添付書類について、収支予算書等の内容が適切に記載されていないものを受理し、補助要件に該当するか等の内容の精査が行われていない。

- イ 補助金等の支払いにおいて、精算を要すると思われる事業に対して、前金払 いによる支出を行っている。
- ウ 様々な文書において、砂消しゴムの使用や鉛筆書き、修正テープ等による訂 正が散見された。
- エ 休暇の取得の誤りが散見された。
- オ 公用車使用伺簿において、10 時に出発する場合のアルコールチェックが漏れていた。

(2) 各課等における注意事項

| 課等名 | 事項の内容 |
|-------|---------|
| 議会事務局 | 特になし。 |
| 総務課 | 軽微事項のみ。 |

| 財務課 軽微事項のみ。 企画政策課 軽微事項のみ。 構管理課 軽微事項のみ。 模務課 軽微事項のみ。 商社課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 保健課 契約において、消費税抜きの契約を締結している。 農政畜産課 軽微事項のみ。 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民稅務課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 志布志支所産業建設課 を課共通事項及び軽微事項のみ。 本市志支所産業建設課 特になし。 会計課 特になり。 本のおのみ。 全課共通事項及び軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局有的分室 経微事項のみ。 大選挙管理委員会事務局有明分室 が設財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等にて備がある。 教育委員会事務局 特になし。 職業等理委員会事務局 特になし。 職業等理委員会事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項及び軽微事項のみ。 本選挙管理委員会事務局 特になし。 企業等の場 各課共通事項及び軽微等項のみ。 | H 262H | 1-17 (All -1-1-17) (A. 7) |
|--|---------------|---------------------------|
| 情報管理課 整徽事項のみ。 港湾商工課 整徽事項のみ。 税務課 軽徽事項のみ。 百民環境課 経徽事項のみ。 福祉課 各課共通事項及び軽徽事項のみ。 探約において、消費税抜きの契約を締結している。 契約において、0円での契約を締結している。 投数音座課 軽微事項のみ。 日本 | | |
| 経商工課 軽微事項のみ。 市民環境課 経微事項のみ。 福祉課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 保健課 契約において、消費税抜きの契約を締結している。 農政畜産課 軽微事項のみ。 静地林務水産課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 松山支所産業建設課 抽助金申請の審査過程に不備がある。 随意契約において、見積の相手方を1者に特定する理由が付されていない。 有明支所地域振興課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民税務課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 特になし。 会計課 特になし。 会計課 特になし。 会課共通事項及び軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目の外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 有政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 有政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局私山分 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分室 教育委員会事務局有明分室 参になし。 職業等員会事務局 特になし。 農業等員会事務局 特になし。 農業等員会事務局 各課共通事項のみ。 | | <u> </u> |
| 様務課 市民環境課 | 情報管理課 | 軽微事項のみ。 |
| 市民環境課 | 港湾商工課 | 軽微事項のみ。 |
| 福祉課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 | 税務課 | 軽微事項のみ。 |
| 保健課 契約において、消費税抜きの契約を締結している。 | 市民環境課 | 軽微事項のみ。 |
| 世級事項のみ。 | 福祉課 | 各課共通事項及び軽微事項のみ。 |
| 製約において、0円での契約を締結している。 農政畜産課 軽微事項のみ。 耕地林務水産課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 建設課 協意契約において、手続きに誤りがある。 松山支所産業建設課 補助金申請の審査過程に不備がある。 施意契約において、見積の相手方を1者に特定する理由が付されていない。 名課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民税務課 軽微事項のみ。 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 (学校給食センター含む) 各課共通事項及び軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 企する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分室 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分室 行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。 選挙管理委員会事務局 特になし。 農業委員会事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 保健課 | 契約において、消費税抜きの契約を締結してい |
| 農政畜産課 軽微事項のみ。 建設課 格課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所産業建設課 補助金申請の審査過程に不備がある。 協意契約において、見積の相手方を1者に特定する理由が付されていない。 有明支所地域振興課 本布志支所市民税務課 軽微事項のみ。 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 全課共通事項及び軽微事項のみ。 学校教育課 軽飯事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 作政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分室 行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。 選挙管理委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | | る。 |
| #地林務水産課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所産業建設課 補助金申請の審査過程に不備がある。 随意契約において、見積の相手方を1者に特定する理由が付されていない。 有明支所地域振興課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民稅務課 軽微事項のみ。 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽 軽 | | 契約において、0円での契約を締結している。 |
| 建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所産業建設課 補助金申請の審査過程に不備がある。 随意契約において、見積の相手方を1者に特定する理由が付されていない。 有明支所地域振興課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民稅務課 軽微事項のみ。 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 特になし。 教育総務課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分室 選挙管理委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 | 農政畜産課 | 軽微事項のみ。 |
| 松山支所総務市民課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 松山支所産業建設課 補助金申請の審査過程に不備がある。 随意契約において、見積の相手方を1者に特定する理由が付されていない。 有明支所地域振興課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民税務課 軽微事項のみ。 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 防意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 合課共通事項及び軽微事項のみ。 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 | 耕地林務水産課 | 各課共通事項及び軽微事項のみ。 |
| 松山支所産業建設課 補助金申請の審査過程に不備がある。 随意契約において、見積の相手方を1者に特定する理由が付されていない。 有明支所地域振興課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民税務課 軽微事項のみ。 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局格山分 室 方政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分 行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。 選挙管理委員会事務局 特になし。 農業委員会事務局 特になし。 | 建設課 | 随意契約において、手続きに誤りがある。 |
| 随意契約において、見積の相手方を1者に特定する理由が付されていない。 有明支所地域振興課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民稅務課 軽微事項のみ。 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 特になし。 教育総務課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 (学校給食センター含む)学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 方政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分室 行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。 と変挙管理委員会事務局 特になし。 と変挙管理委員会事務局 特になし。 と変挙管理委員会事務局 特になし。 と言さないる。 と言さないる。 と言さないるにはいて、をの手続きが遅滞している。 と言さる書類等に不備がある。 と言さないる。 と言さないるいるないるないる。 と言さないるないるないるないる。 と言さないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな | 松山支所総務市民課 | 各課共通事項及び軽微事項のみ。 |
| 有明支所地域振興課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 志布志支所市民税務課 軽微事項のみ。 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分 室 定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 松山支所産業建設課 | 補助金申請の審査過程に不備がある。 |
| 有明支所地域振興課各課共通事項及び軽微事項のみ。志布志支所市民税務課軽微事項のみ。志布志支所福祉課管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。志布志支所産業建設課随意契約において、手続きに誤りがある。会計課特になし。教育総務課各課共通事項及び軽微事項のみ。(学校給食センター含む)軽微事項のみ。学校教育課軽微事項のみ。生涯学習課(図書館含む)指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。教育委員会事務局松山分室行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。教育委員会事務局有明分室行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。選挙管理委員会事務局時になし。特になし。監査委員事務局時になし。特になし。農業委員会事務局 特になし。各課共通事項のみ。 | | 随意契約において、見積の相手方を1者に特定す |
| 志布志支所市民税務課 軽微事項のみ。 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分 行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。 選挙管理委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 | | る理由が付されていない。 |
| 志布志支所福祉課 管理する施設の使用について、重複して2者に許可している期間がある。 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 方政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 有明支所地域振興課 | 各課共通事項及び軽微事項のみ。 |
| 市になりのでは、 | 志布志支所市民税務課 | 軽微事項のみ。 |
| 志布志支所産業建設課 随意契約において、手続きに誤りがある。 会計課 特になし。 教育総務課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分 定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分 で政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 志布志支所福祉課 | 管理する施設の使用について、重複して2者に許 |
| 会計課 | | 可している期間がある。 |
| 教育総務課 (学校給食センター含む) 学校教育課 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 | 志布志支所産業建設課 | 随意契約において、手続きに誤りがある。 |
| (学校給食センター含む) 軽微事項のみ。 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分室 行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。 選挙管理委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 会計課 | 特になし。 |
| 学校教育課軽微事項のみ。生涯学習課(図書館含む)指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。教育委員会事務局松山分室行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。教育委員会事務局有明分室行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。選挙管理委員会事務局等になし。特になし。監査委員事務局等になし。特になし。農業委員会事務局等になり。各課共通事項のみ。 | 教育総務課 | 各課共通事項及び軽微事項のみ。 |
| 生涯学習課(図書館含む) 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内における行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分室 | (学校給食センター含む) | |
| る行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやすい状況にある。 教育委員会事務局松山分 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分 行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。 選挙管理委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 学校教育課 | 軽微事項のみ。 |
| 教育委員会事務局松山分室行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決定する書類等に不備がある。教育委員会事務局有明分室行政財産の目的外使用許可において、その手続きが遅滞している。選挙管理委員会事務局特になし。監査委員事務局特になし。農業委員会事務局各課共通事項のみ。 | 生涯学習課 (図書館含む) | 指定管理者に管理を行わせる、ある施設内におけ |
| 教育委員会事務局松山分 室 定する書類等に不備がある。 教育委員会事務局有明分 行政財産の目的外使用許可において、その手続き 室 が遅滞している。 選挙管理委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | | る行政財産の目的外使用に関して、疑義が生じやす |
| 室定する書類等に不備がある。教育委員会事務局有明分行政財産の目的外使用許可において、その手続き室が遅滞している。選挙管理委員会事務局特になし。監査委員事務局特になし。農業委員会事務局各課共通事項のみ。 | | い状況にある。 |
| 教育委員会事務局有明分 行政財産の目的外使用許可において、その手続き 室 が遅滞している。 選挙管理委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 教育委員会事務局松山分 | 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免を決 |
| 室が遅滞している。選挙管理委員会事務局特になし。監査委員事務局特になし。農業委員会事務局各課共通事項のみ。 | 室 | 定する書類等に不備がある。 |
| 選挙管理委員会事務局 特になし。 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 教育委員会事務局有明分 | 行政財産の目的外使用許可において、その手続き |
| 監査委員事務局 特になし。 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 室 | が遅滞している。 |
| 農業委員会事務局 各課共通事項のみ。 | 選挙管理委員会事務局 | 特になし。 |
| | 監査委員事務局 | 特になし。 |
| 水道課 各課共通事項及び軽微事項のみ。 | 農業委員会事務局 | 各課共通事項のみ。 |
| | 水道課 | 各課共通事項及び軽微事項のみ。 |

(3) 工事施工状況確認の結果及び意見

令和3年度に施工された請負工事の中から、9課48工事(27施工箇所)を抽出 し、令和4年2月2日及び3日に工事現場の実査を行った。

工事現場では、周辺環境に配慮し、安全管理に努めており、おおむね良好な施工状況であった。

工事中の施工箇所については、今後、天候にも左右されることが考えられることから、工程管理には十分留意されたい。

状況確認の結果、抽出した対象工事は、指摘に該当するような大きな問題点もなく、おおむね良好であることを認めた。

5 むすび

以上が監査の結果である。

事務処理全般を通して、注意事項は散見されるものの、前年度よりも改善が見られた。これは、各課それぞれの事務改善への取組の成果であるとともに、各事務の所管課より、事務処理に係る要領等が適時周知されたことにより、全庁的に適正で効率的な事務改善が図られたものであると考えられる。

しかし、指摘までは至らない注意事項や軽微事項については、ここ数年同じような注意をしているにも関わらず、改善がみられないところがあった。いわゆるヒューマンエラーを完全に無くすことは困難を極めるが、小さな失敗の積み重ねが大きな失敗の引き金になりえることも想定し、より一層、適正な事務執行に尽力されたい。

また、日々刻々と変化する行政ニーズに素早く対応するため、押印廃止などの事務改善については、積極的に行われたい。申請書等書式が条例等で定めてある場合、改正が必要になることもあるが、市民の利便性が向上するよう、また、事務の効率化がされるよう、積極的かつ建設的な見直しを行われたい。

業務の複雑化、業務量の増加等に対応していくためにも、各課においては、所管課による通知等を適時確認し、事務の根拠となる法令等を再度確認するような体制を整備し、業務のマニュアル化やチェック体制の強化等、事務執行の適正化、効率化に努められたい。